



Title	超越論的論証・遂行的矛盾・直観主義論理
Author(s)	嘉目, 道人
Citation	メタフュシカ. 2012, 43, p. 63-74
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26486
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

超越論的論証・遂行的矛盾・直観主義論理

嘉目道人

序

カール＝オットー・アーペルやヴォルフガング・クルマンらの超越論的語用論は、コミュニケーションの前提についての哲学的懐疑論者（あるいは可謬主義者）の「遂行的矛盾」を露呈させ、当該の前提は決して疑い得ないと示すことによって「究極的根拠付け」を達成しようとする。しかし、その方法に対しては多くの批判が寄せられてきた。

本稿ではそうした多くの批判の中から、従来見られなかった新たな批判、即ち直観主義論理の観点による批判を取り上げ、これに対して以下の2点を示し、超越論的語用論の擁護を試みたい。即ち、直観主義による批判の要点は、超越論的論証に対する従来の批判と共通しており、一定の妥当性を持つ。しかし、それが形式論理的な分析のみに基づいている限り、究極的根拠付けへの有効な批判にはならない。

まず1節では統語論・意味論的な観点に的を絞り、超越論的論証一般について検討する。次に2節では究極的根拠付けの鍵を握る「遂行的矛盾」¹の概念を形式論理的矛盾に還元できるか、という論点を扱う。結語ではごく簡潔に今後の課題に触れる。

1. 超越論的論証は直観主義論理の観点から無効とされるのか

1-1. 論証構造の分析

超越論的論証（以下 TA と略記する）とは、カントの誤謬推理を巡る議論や観念論論駁を範型とするような論証のことを指しており、P. F. ストローソンの『個体』や『意味の限界』を契機としてその名で呼ばれるようになった。この種の論証は現代哲学において様々な哲学的文脈で用いられており、例えば「水槽脳」についての H. バトナムの議論や、D. デイヴィドソンの「寛容の原理」などを例に挙げることができる²。これに対して入江幸男は近年、TA は直観主義論理を採用すると無効になると主張している。このとき入江が念頭に置いているのは超越論的語用論によ

¹ 「遂行的矛盾」は「遂行的自己矛盾」とも表現されるが、本稿では引用箇所を除き、前者に統一する。

² Cf. Stern (2000), p.12.

る「究極的根拠付け」だが³、入江はこれを TA の一種として形式論理的に分析することによって批判している。それゆえ、まずは入江にならって、そのように記述された TA 一般に関してこの批判を検討することにしよう。

形式論理的に表現すると、TA は一般的に次のような構造をしている。

TA1

- (1) $Y \rightarrow X$ (Y は経験であり、X は経験の超越論的条件である)
- (2) Y
- (3) X

以下では文脈の如何にかかわらず、経験・認識・言語等の成立を Y、その前提条件となるものを X によって表現することにする。超越論的条件の成立は、一般にこのような論証によって証明される⁴。本稿では、これを TA1 と呼ぶことにしよう。大前提が真であるなら、この論証に非の打ちどころはない。だが、このシンプルな形の論証は、TA が多くの場合懐疑論論駁に用いられる、という事情を反映しきれていないように思われる。確かに TA は普通この論証を元にしていて、しかし実際に使用される場合は、懐疑論者の主張が矛盾へ導かれることを証明するために変形を加えられていることが多い。我々はこの変形に敏感になる必要がある。なぜなら、そこで古典論理と直観主義論理の違いが問題になる可能性があるからだ。古典論理を採用しているならば、そうした変形の過程で問題が生じることは少ないので、よりシンプルな定式を採用するのは自然なことと言える。しかし直観主義論理の場合は排中律が排除されており、例えば対偶法則の中でも $p \rightarrow q \vdash \neg q \rightarrow \neg p$ などは問題ないが、 $\neg q \rightarrow \neg p \vdash p \rightarrow q$ は任意に使用することができないので、注意しなくてはならない。

変形された論証は、以下のようなものになる。

TA1'

- (1) $Y \rightarrow X$
- (2) $\neg X \rightarrow \neg Y$ (対偶法則 $p \rightarrow q \vdash \neg q \rightarrow \neg p$ による *これは直観主義論理も認めている)
- (3) $\neg X$ (仮定：懐疑論者の主張)
- (4) $\neg Y$ ((2)(3)より)

この論証では、懐疑論者が超越論的条件 (X) の成立を強く疑えば疑うほど、彼らは経験そのものの成立を否定する (不合理な) 主張へと傾いていくことになる。懐疑論論駁に使用される多

³ 入江 (2010a), 51 頁参照。

⁴ 入江 (2010b), 10 頁参照。この定式の一般性については vgl. Niquet (1991), S.54f..

くの場合において、TA1はこのTA1'に変形されている⁵。このように変形される限りでは、直観主義論理の観点からもTAの妥当性に問題は無いように思われる。

1-2. 問題の所在はどこか

しかしながら、入江が問題視しているのは上のような論証ではない。上で想定されているのは、 $Y \rightarrow X$ を受け入れた上でXを疑うような懐疑論者の論駁だが、そのような懐疑論者を想定することは素朴過ぎる。というのも、懐疑論者はXを否定するだけでなく、Xを認めた上で $Y \rightarrow X$ を否定することもできるからだ⁶。TAの支持者は、そのような強化された懐疑論者に対して、TA1の大前提である $Y \rightarrow X$ を証明して見せなければならない。それが出来て初めて、TA1は妥当性を持ち得る。ロバート・スターンはこの点に関連して、大前提の $Y \rightarrow X$ を「超越論的主張」と呼び、TAにはこの主張を前提とするものと、結論としてこの主張を導くものの2種類がある、としている⁷。その際、スターンは2種類のTA相互の関係について明言を避けているが、前者(TA1)の正当化を担うのが後者だということは明らかだろう⁸。我々は後者をTA2と呼ぶことにしよう。TA2は超越論的主張($Y \rightarrow X$)を結論とする論証でなくてはならないが、具体的な内容については様々な可能性が考えられる。

しかし、入江はその内容についても一般的なモデルを見出している。入江によれば、 $Y \rightarrow X$ の証明、つまり我々の言うTA2は次のように行われるという。

⁵ 例えば『個体』におけるP.F. ストロウソンの懐疑論論駁は、このような論証の一種として解釈できる。ストロウソンによれば、我々が「諸物の単一な時空体系の観念」を持つことが、我々の「概念枠 [conceptual scheme]」であり、その中で我々は諸物を連続的に観察する。このとき、特殊者(個物)を同定できることが我々の概念枠が成立するための条件となる。だが、もしも懐疑論者が特殊者同定を受け容れなければどうなるだろうか。

懐疑論者はある概念枠を受け入れると称しながら、同時にそれを用いる条件の1つを暗黙の裡に拒否する。こうして彼の疑いは、論理的に解決不能というためばかりでなく、その中でのみこのような疑いが意味をなす概念枠全体を拒否することになるから非現実的なのである (Strawson 1959, p.35 (42))。

少し分かりにくいのが、ここでは、我々がある概念枠を持つということが上で言う経験の成立に相当する。つまりストロウソンの論証は次のように進行していることになる。

- (1) 我々が概念枠を持つ (Y) ならば、我々は特殊者同定を受け入れている (X)。
- (2) 特殊者同定を受け入れない ($\neg X$) ならば、概念枠を持たないことになってしまう ($\neg Y$)。
- (3) 懐疑論者は特殊者同定を受け入れない ($\neg X$)。
- (4) 懐疑論者は我々の概念枠を拒否することになる ($\neg Y$)。(それは非現実的だ)

これはまさにTA1'の形をしている。

⁶ バリー・ストラウドによる以下のストロウソン批判は、この点を強調するものとして読むことができる。

超越論的論証は、言葉一般が、あるいは、何かがともかく意味を成すこと [Y] の必要条件を扱う場合でも、何か特別で、かけがえないようなものなのか。…… [Y の必要条件となるような] 特権階級のメンバーが全くなくはないと私は考えるが、どのメンバーについても、それがメンバーであるとの証明法をこれから探ることが必要だろう。とりわけ、認識論的懐疑論者が問題とするような命題それ自身 [X] が、この階級のメンバーだと [つまり $Y \rightarrow X$ だと] 示す必要がある。これは証明がきわめて困難である (Stroud 1968, pp.23-24 (111))。

⁷ Cf. Stern (2000), pp.6-7.

⁸ ストラウドは正当にも、カントの意味での「事実問題」と「権利問題」の区別を強調した上で、ストロウソンには後者に答えるための論証が欠けていると指摘する (Stroud 1968, pp.12-13 (103))。超越論的論証とカント自身の議論の構造的な関係については、Niquet (1991) に詳しい。また、日本でもこの分野は早くから研究されてきており、筆者が特に湯浅正彦や小松恵一らの議論から多くの示唆を得ていることを記しておきたい。

TA2

- (1) $\neg X \rightarrow \neg Y$ (仮定)
- (2) $\neg X$ (仮定)
- (3) $\neg Y$ ((2)より)
- (4) Y (仮定)
- (5) $Y \& \neg Y$ ((3)(4)より)
- (6) X ((2)(5)か背理法 (RAA) により)
- (7) $Y \rightarrow X$ ((4)(6)に条件法導入)

各行の意味は次のように解釈して良いだろう。まず(1)超越論的前提なしでは経験が成立しない、と前提し、しかも(2)懐疑論者は超越論的前提を否定する、と仮定すると、(3)経験が成立しないことになる。しかし(4)経験は成立している。それゆえ、(5)懐疑論者の主張は矛盾へと導かれる。よって、懐疑論者の主張とは逆に(6)超越論的前提がある。以上から、(7)経験が成立しているならば超越論的前提がある、ということになる。

この論証は背理法 (RAA) を用いている。しかし、このタイプの背理法は二重否定消去を (それゆえ排中律を) 用いるので直観主義論理では認められない⁹。もし直観主義論理を採用するなら、(6)で導かれるのは $\neg\neg X$ までであり、その二重否定を消去することはできない。従ってこの論証は成り立たず、もしこれが TA2 の一般的な形式であるならば、TA1 も成り立たないことになる。入江の検討していない代案もあるので¹⁰、これが TA2 の一般的なモデルだとまでは言えないように思われるが、しかし一般に TA が超越論的主張の正当化に関して問題を抱えていることは否定できない¹¹。そもそも、入江が想定している TA2 に対しては、前提である $\neg X \rightarrow \neg Y$ の根拠を問

⁹ 入江 (2010b)、10 頁参照。なお、否定導入の背理法は直観主義でも認められる。

¹⁰ 例えば、ストラウドが批判的に提示している検証主義的な論証を挙げることができる。とは言えそれも、ストラウドの言う通り超越論的主張の正当化としては満足のいくものではない。ストラウドは、ストローソンのようなタイプの TA には、 $Y \rightarrow X$ を正当化するものとして $Y \rightarrow (Y \rightarrow X)$ が前提されており、これは一種の検証主義だという内容の批判を展開している (cf. Stroud 1968, pp.15-16, 23-25(105-106, 111-112))。ストローソンとストラウドの議論には多くの論者が言及しているが、本稿でそれらを個別に検討することは控える。ここでは、ストラウドの言う通り、「検証原理」も TA1 の十分な正当化をもたらし得ないということだけを確認しておきたい。

ストラウドが考えている、検証原理を用いた論証 (我々の言う TA2 に該当する論証) は、次のようなものだと考えられる。

TA2'

- (1) $Y \rightarrow (Y \rightarrow X)$ (検証原理)
- (2) Y
- (3) $Y \rightarrow X$

この論証は直観主義論理でも認められるが、しかし当然ながら検証原理の妥当性は別に証明しなくてはならない。それが為されるまで、TA1 の正当化は完了しないことになる。仮に (ストラウドが提示しているわけではないが)、上で $Y \rightarrow (Y \rightarrow X)$ を導入したのと同様に $Y \rightarrow (Y \rightarrow (Y \rightarrow X))$ という前提を、つまり「メタ検証原理」とでも呼ぶべきものを導入してみても、再びそのメタ検証原理の正当化が問題となることは言うまでもない。

¹¹ このこと自体は、直観主義論理の観点からの批判を待たずとも、すでに多くの論者の共通理解になっているように思われる。例えば認識論の分野において、TA は個々の限られた文脈においてのみ説得力を持つようなものと見なされ、様々な「穏健な超越論的論証」の可能性が模索されるようになってきている (cf. Stern 2000, ch. 3)。

うこともできる。TA1' と類比的に考えるなら、その根拠は $Y \rightarrow X$ であるはずだが、しかしそれでは論点先取に陥ってしまう。それゆえ、この論証が $Y \rightarrow X$ の正当化を巡る問題に巻き込まれるのは当然の成り行きだとも言えるだろう。いずれにせよ入江の意図は、直観主義論理の観点から上述の TA2 を批判することによって、この問題を強調することにあつたように思われるし、それは成功していると言えるだろう。

しかしながら、超越論的語用論もまた入江が示した TA2 のような論証を実際に行っているか、という点には疑問の余地がある。究極的根拠付けは、懐疑論者の遂行的矛盾を露呈させる、という語用論的な手続きによって行われる。懐疑論者の主張を論駁し、超越論的主張を根拠付けるという意味で、それは確かにある種の超越論的な論証には違いないだろう。だが一方で、コミュニケーションへの反省において統語論・意味論的なアプローチのみに頼ることを、超越論的語用論は「抽象の誤謬」と呼んで常に批判してきた¹² という事情も無視されるべきではない。実際、超越論的語用論者たち自身が、究極的根拠付けを形式論理的な推論という意味で「超越論的論証」と呼び、ストローソンらの論証と並列的に論じることは無い。従って、そもそも究極的根拠付けの手続きを、TA の一種として形式論理的な記述に還元できるのか否か自体が1つの争点なのであり、直観主義論理からの批判が超越論的語用論にも当てはまるか否かもまた、この点に掛かっている。以下ではこの問題を扱いたい。

2. 究極的根拠付けは形式論理的記述に還元され得るか

2-1. 解決すべき問題は何か

これまで見てきたように、直観主義論理の立場からの批判は TA の一般的構造についての形式論理的な分析に基づいている。そうすると、TA 一般の論理的な欠陥については認めたとしても、なお「このような分析は超越論的語用論の究極的根拠付けには当てはまらない。ゆえに究極的根拠付けは直観主義論理の立場からの批判の対象にならない」と反論する余地が残ることになる。実際、超越論的語用論者たちは究極的根拠付けが演繹的推論の一種であるとは考えていない。例えばクールマンは究極的根拠付けについて次のように述べている。「ここで提示されるものは推論ではない。反省的な究極的根拠付けはむしろ、背後遡行不可能なものとしていつでもすでに我々によって承認されているものの露呈を通じて行われる」¹³。とは言え、こうした主張は直観主義論理の立場からの批判を想定したものではない。そして何よりも、ここで言及されている背後遡行不可能なもの露呈とは、否定すれば遂行的矛盾に陥るようなもの露呈という形で行われる。するとやはり、これは二重否定を消去するタイプの背理法に還元され得るのではないか、という疑念を避けて通ることはできないだろう。すでに見たように、入江の批判は実際にそのような疑念を表明するものであった。それゆえ、ここで前記のような超越論的語用論の見解を再検討することには一定の意義が認められるだろう。

ところで、このような問題関心に基づいて究極的根拠付けを再検討する場合、問題はさらに「遂

¹² Vgl. Apel (1973), S.409 (277); Kuhlmann (1985), S.23-26.

¹³ Kuhlmann (1985), S.75.

「遂行的矛盾は形式論理的な矛盾に還元され得るか」という点にまで切り詰めることができるように思われる。それは以下のような理由による。究極的根拠付けとは、ある討議の前提を否定することがいつでもすでに遂行的矛盾に陥ることを明らかにし、当該の前提の背後遡行不可能性を露呈させることに他ならない。このとき、もし遂行的矛盾を形式論理的な矛盾に還元できないのであれば、その特殊な「矛盾」に依拠する上のような根拠付け全体もまた、形式論理的な推論規則としての背理法に還元できない。というのも、一般に背理法において想定されている矛盾とは p と $\neg p$ の連言であり、矛盾律がこの論法を支えている。しかし遂行的矛盾を $p \& \neg p$ という単純な命題に還元できないのであれば、その（形式論理的には）イレギュラーな「矛盾」から翻って当該の前提の背後遡行不可能性を露呈させる際の根拠となる規則（そのような「矛盾」は避けなければならないという原則）もまた、形式論理的な意味での矛盾律ではあり得ないからだ¹⁴。反対に、もし遂行的矛盾が形式論理的な $p \& \neg p$ という形の矛盾に還元され得るのであれば、究極的根拠付けに必要なのは矛盾律だけであり、それ以上の何らかの原則は余剰となるだろう。そしてこのとき初めて、究極的根拠付けは直観主義の立場からの批判に直面することになる。以上のことから、究極的根拠付けと形式論理学における背理法の関連について解明するためには、差し当たり遂行的矛盾の概念を検討すれば十分だと言える¹⁵。

そこで本節では、遂行的矛盾を形式論理的な記述に還元できるか否かを考察したい。ただし、これを改めて否定するだけでは議論として十分ではない。なぜなら、その回答が示すのは「もし遂行的矛盾なるものがあるとすれば、それは論理的矛盾に還元され得ないようなものになる」ということだけであり、実際に遂行的矛盾が「矛盾」の名に値するようなある種の不合理ないし不条理を指す概念として成立し得るのか否かが不明なまま残るからだ。「遂行的矛盾」の矛盾性が曖昧なままでは、それに依拠する超越論的語用論の究極的根拠付けもまた、説得力に疑問符が付くことになってしまう。従って、その矛盾性についての説明も求められるだろう。これらの問題については、マティアス・ケットナーが「遂行的自己矛盾の分類学への試論」という論文¹⁶において超越論的語用論を擁護する立場から詳しく論じているのだが、その内容は必ずしも平易でない。従って、以下ではこのケットナーの議論を再構成し、論旨を明確にすることを試みたい。

¹⁴ 「遂行的矛盾を避けなければならない」という原則を、マティアス・ケットナーは我々の「理性的な在り方 (Vernünftigkeit)」の可能性の制約の1つとして理解している。つまり、我々が遂行的矛盾を避けなければならないのは、その矛盾が形式論理学における矛盾律に違反するからではない。(vgl. Kettner 1993, S.188)。これについては次節で詳述する。

ところで、統語論的・意味論的規則に還元され得ない語用論的規則が存在する、という思想そのものは、超越論的語用論に特有のものではない。それはむしろ語用論についての伝統的な（チャールズ・モリスを経てパースにまで遡る）理解に属する。この三分法を前提した上で、単に経験的な語用論的規則を（ヴァイトゲンシュタインやオースティンのように）記述するだけでなく、それらを可能にする超越論的な前提への反省が必要であり、そこで初めて「理性」や「ロゴス」を扱えるようになる、と考える点に超越論的語用論の独自性がある (vgl. Apel 1979, S.200f. (200-201); Kuhlmann 1985, S.13-19.)。

¹⁵ 議論の領域を拡張するなら勿論話は変わってくる。ここでの説明によって、「たとえそれがいかなる語用論的な手続きであれ、何らかの（語用論的な、あるいは他にどのような形容詞が付くとしても）背理法を採用しており、それは二値原理を前提しているのではないか」という疑念までを晴らすことはできない。議論のこのような拡張の可能性については、結語で言及するにとどめたい。

¹⁶ Kettner (1993).

2-2. 遂行的矛盾はいかなる意味で矛盾なのか

そもそも遂行的矛盾とは何か。最も一般的な説明は、1つの発話における命題内容と発話内行為の間の矛盾、というシンプルなものであり、アーペルもこれを採用しているように思われる¹⁷。もっともケットナーによれば、「遂行的（自己）矛盾」（以下 PSW と略記する）という表現の使われ方は必ずしも一義的でなく、本来は区別されるべき様々な不整合がひと括りにそう呼ばれている。上述の論文ではそれらの分類が試みられているが、その際ケットナーが念頭に置いている課題は、PSW が「矛盾」と呼ぶに値する概念であると示すこと、そしてそれにももかかわらず PSW は形式論理的矛盾に還元され得ないと示すこと、この2点にある。ここでは議論の錯綜を避けるため、まず前者の課題に焦点を当ててケットナーの考えをまとめよう。

論理的矛盾に加えて PSW の概念がことさらに導入される背景には、合理性の理論における重要な直観が働いている。それは、もし理性的な在り方というものが普遍的な妥当性要求に関してその妥当性要求の諸根拠を志向することにあるのだとすれば¹⁸、そのような志向性を失う可能性を避けなければならない、という直観であり、この直観から PSW の説明についての「適切性条件」が導かれる。その適切性条件はまた、ある「十分否定条件」に言及している。

[適切性条件] 遂行的自己矛盾概念のための有力な説明は、普遍的妥当性要求について議論するための十分否定条件 [hinreichende negative Bedingungen] の内容を含んでいることが求められる¹⁹。

[十分否定条件] それ（遂行的自己矛盾）を犯す者は、その限りでこれ（何かについての妥当な理解を巡って真剣に議論ないし熟考すること）をなし得ず、またこれをなす者は、その限りでそれを犯してはならない²⁰。

PSW を避けなくてはならないという原則は、理性的な在り方についての上で述べられた直観に基づいて、今や十分否定条件の形で表現されている。PSW がいかなる矛盾かは、この十分否定条件を用いて説明されるべきであり、そのような説明が可能であるような種類の PSW のみが合理性の理論にとって重要だと言える。つまり、ケットナーの狙いは単に PSW の多義性を分析し、その意味を列挙することにあるのではなく、「重要でない概念変種 (uninteressanten Begriffsvarianten) から重要なそれらをより上手く分けられるように」²¹ することにある。また、それらが重要であるか否かは、我々の理性的な在り方に反するか否かに基づいている。このような

¹⁷ Vgl. Apel, (1976), S.71 (239-240).

¹⁸ 超越論的語用論において理性や合理性は、間主観的妥当性への志向である限り本質的に討議に関わるものとして理解され、主観的思惟としての「熟考」も、それが寄与する討議を前提している場合にのみ理解可能だとされる (vgl. z. B. Apel 1973, S.399 (267))。

¹⁹ Kettner (1993), S.189.

²⁰ Kettner (1993), S.189, Anm. 1.

²¹ Kettner (1993), S.187.

背景の下でケットナーは(1)論理的矛盾、(2)オースティンの言う「言語行為の不発」、(3)自己忘却、(4)「論証風のお喋り」という状況、そして(5)遂行的な論理的自己矛盾、という5つのカテゴリーを区別する。これらのカテゴリーのうち、一般にPSWの候補となり得るのは(3)(4)(5)だけだが、しかしより詳しく分析すると、その中でも適切性条件を満たすのは(5)だけだということが明らかになる²²。この分類は非常に重要な論点を含んでいるが、我々が目下取り組んでいる問題に対して決定的な役割を果たすわけではないので、ここではその具体的な議論内容に立ち入らないでおく。

本節の課題はPSWの矛盾性の内実を明らかにすることだったが、この問いはケットナーの十分否定条件によってすでに答えられている。即ち、1つの発話において相互に無効化し合う関係にあるような命題内容と発話内行為を両立させようとすることは理性に反する。そしてこの不合理ないし不条理な状況を、我々は独自の位置価値を持つ1つの矛盾と見なし、PSWという名で呼ぶ。この回答をさらに詳細に展開するためには上で言及した(3)(4)(5)の分析を用いる必要があるが、論旨はここに尽きていると言って良い。以下では本稿の問題設定からして最も重要な論点に取り掛かることにしよう。

2-3. 遂行的矛盾は論理的矛盾に還元され得るのか

PSWの構造にある種の矛盾性を認めるとしても、それが論理的矛盾（以下LWと略記する）とは別の何かだという考えには抵抗があるかも知れない。LW以外に矛盾は存在しないという信

²² (3)から(5)のカテゴリーは、次のような問題状況に基づいて分類される。超越論的主張を否定する懐疑論者がPSWを犯しているのではないかと疑われるとき、彼/彼女の言語行為の命題内容については提題者（超越論的語用論者）と反対者（懐疑論者）の間で共通理解が得られているとしても、もう一方の項である行為遂行については理解が食い違っているかも知れない。その食い違い方によって、以下の3通りの場合が考えられる。

- (3) 反対者が、自分の（実際の）言語行為に気付いていない場合。これは単なる不注意であり、「自己忘却 [Selbstvergessenheit]」と呼ばれる。これはオースティンの言う不発として理解することも可能なものであり、適切性条件を満たさない。
- (4) 反対者が、自分の言語行為を提題者が理解しているものとは似て非なるものとして理解している場合。例えば、互いに「論証 [Argumentation]」をしているつもりなのだが、実は反対者にとっての「論証」が提題者のものとは規則が違う、言わば「論証風のお喋り [Blargumentation]」であったような場合。このような状況では、反対者がPSWを犯していることを露呈させる前に、まず互いの理解の違いを埋める作業が必要になる。その作業がなされるまでは、適切性条件が満たされることはない。
- (5) 反対者が、自らの行為遂行についての理解を提題者と共有していながら、なおも本気で命題内容と矛盾するような行為を遂行しようとする場合。これは非常に深刻で不合理な振る舞いだと言える。ケットナーはこれを「遂行的な論理的自己矛盾」と名付ける。

これらのうち(5)は特に複雑なので説明を加えておこう。例えば反対者が「私が論証していないということを私は論証する」と発話するとき、もしこの発話が正常に成立し、かつその命題内容が間主観的に承認されるならば、そのとき反対者は自らについて次のように理解することになる。「私は論証しており、かつ論証していない」。勿論この自己理解は論理的矛盾に還元できる。しかしこのとき「命題内容と発話内行為の間の矛盾」というPSWの定義について考えてみると、ここではこの矛盾がそのまま論理的矛盾に還元されたわけではないことが分かる。つまり、ここで矛盾しているものは命題内容の間主観的な承認を要求するという意味での「論証」を行うおとす意図と、その意図が達成された場合に予想される帰結としての自己理解なのであり、前者と後者の間のPSWは依然として論理的矛盾に還元されないまま残ることになる。この矛盾はようやく適切性条件を満たす。従ってこのPSWこそが、理性に反するという意味で最も重要な概念変種だと判明する (vgl. Kettner 1993, S.196-208)。

念は哲学を席卷する形式論理学の伝統から生じてきたものだが、ここではそれを否定し、PSW が LW に還元されないものであると示すことが求められている。

ケットナーによれば、「有意味であるような唯一の矛盾概念は LW だけだ」と思い込んでいる者は、ある「消去テーゼ」か、もしくは「還元テーゼ」を支持している。

[消去テーゼ] 見かけ上は別種であるようなあらゆる矛盾概念（「弁証法的な」、「語用論的な」、およびその他の矛盾）は、より厳密に考察すれば必ず、何ら矛盾ではないようなものか、単に誤ってそう呼ばれているようなもののどちらかだと判明する。

[還元テーゼ] その見かけ上は別種であるような矛盾は結局、論理的矛盾に還元されることになる²³。

しかし消去テーゼは、PSW の概念を導入しようという試みへの脅威にはならない。なぜなら、このテーゼは我々が日常会話においては特定の不合理や不条理をも「矛盾」と呼ぶことに全く抵抗がない、ということを独善的に無視しているからだ。アーペルは PSW の矛盾性を説明する際に「行為の意図と文の意味がクラッシュを起こす」といった表現を用いる場合があるが²⁴、これに対して「クラッシュなどというものは矛盾ではない」などと反論するのは余りにも性急に過ぎる。というのも、アーペルは「あらゆるクラッシュは矛盾だ」とか「言語行為を遂行しようとする意図によって引き起こされるすべての不合理は PSW だ」と主張しているわけではないからだ。PSW は、オースティンが「言語行為の不発 (misfire)」（前述の(2)）と呼ぶような類のクラッシュとは違う²⁵。不発に終わった言語行為であれば、「より厳密に考察すれば」何ら矛盾でないようなものだと判明するかも知れない。しかしここで問題になっているのは、クラッシュと呼ばれ得るものの中でも実際に言語行為が成立している発話の内部で生じる不合理ないし不条理だけ（前述の(3)(4)(5)、特に(5)）なのであって、単なる不発ではない。それでもなおこれを「矛盾」と呼びたくないというのであれば、それはもはや用語法の問題だろう。

一方、還元テーゼにある程度の説得力があることは否めない。PSW が単なる発話の不完全性ではなく何らかの「矛盾」を意味している以上、どうにかして形式論理的な叙述形式にもたらすことは不可能ではないからだ。けれども、そうした強引な変換はしばしば元の記述の内容を歪め

²³ Kettner (1993), S.192.

²⁴ Z. B. Apel (1998), S.175.

²⁵ ケットナーはオースティンから引き出せる限りの例をリストアップしているが、PSW とは区別されるようなクラッシュがあり得ることを示すためには、その内の1つを取り上げれば十分だろう。例えば、誰かが「私はこれを以て以下のことを真剣に主張する (Ich behaupte hiermit allen Ernstens, daß!)」という遂行文だけを発話する場合。このとき、副文である daß 節の内容を主張しようとする意図が表明されているにもかかわらず、肝心の内容が与えられていない (daß がこの遂行文自体を指示するという解釈は文法的に無理がある)。従って、意図された言語行為が遂行されるための要件が欠けており、この主張は不完全な状態に留まっている。つまり、これが実際に発話されたとしても、この発話は発語内行為と命題内容との間の整合性 (PSW か否か) を問われる以前の段階で、すでに不発に終わっていることになる (vgl. Kettner 1993, S.194f., Anm. 9)。

てしまう。例えば「人間は生存を巡る闘争において余りにも成功を収めすぎているので、我々は種の保護を適用しなくてはならない——我々自身の種に関してさえも！」という発話は、ある種の（語用論的な）矛盾を抱えているという印象を与えるのではないだろうか。ところが、これももし $p \ \& \ \neg p$ の形をした LW に還元できるような矛盾だというのなら、この発話は「人間は生存を巡る闘争において成功を収めており、かつ成功を収めていない」といった内容にパラフレーズできることになってしまう。これはあくまで一例に過ぎないが、還元テーゼは余りにも還元主義的だということを十分に示している²⁶。このケットナーの議論を踏まえ、ペトラ・ヘドバークは問題を手際よくまとめた上で、「有益な情報を失うことなく」遂行的矛盾を論理的矛盾へと単純に還元することはできないと結論付けるとともに、そうした還元が解釈に依存するものであることを強調している²⁷。ケットナー自身はヴォルフガング・ケーラーの議論を引き合いに出して次のように述べている。「ケーラーは、[...] そのような矛盾 [PSW] は確かに露呈の後では形式化され得るが、しかし形式化を通して露呈され得るわけではないということを示している。それゆえ語用論的矛盾と論理的矛盾は同じものではない」²⁸。

以上により、PSW を LW へと還元するのは不適切だということが確認されたように思われる。これは取りも直さず、究極的根拠付けを形式論理的な TA に還元することは不適切だということの意味する。そしてそこから、以下の結論が得られる。超越論的語用論の究極的根拠付けは、形式論理学における推論規則としての背理法に訴える論証ではない。従って入江の想定とは異なり、直観主義論理の立場からの批判は一般的な TA には該当するとしても、究極的根拠付けには該当しない。最後に、残された課題に言及して論を閉じることにしたい。

結語

以上で直観主義論理の立場による直接の批判は退けることができたように思うが、しかし前述の通り、この批判は拡張される可能性がある²⁹。入江の批判の眼目は、超越論的主張を疑う反対者の主張が PSW に陥ることを盾にとって超越論的主張が真であることを示そうとする、超越論的語用論の戦略が二値原理（排中律）を前提しているのではないかと、という点にある。この疑念の延長線上にはさらに、超越論的語用論はダメットが言う（真理の）実在論にコミットしているのではないかと、という疑念があるのかも知れない。それに対してここで超越論的語用論を擁護することはもはやできないが、一般に超越論的語用論は真理の合意説を採っているということを指摘しておきたい。

（よしめみちひと 哲学哲学史・博士後期課程）

文献一覧

Apel, Karl-Otto (1973), *Transformation der Philosophie*, Bd. 2, 6. Aufl., Suhrkamp, Frankfurt am Main,

²⁶ Vgl. Kettner (1993), S.192f.

²⁷ Cf. Hedberg (2005), pp.69-71.

²⁸ Kettner (1993), S.193, Anm. 7.

²⁹ 注 15 参照。

- 1999 (磯江景孜ほか・訳、『哲学の変換』、二玄社、1986年。)
- (1976), „Das Problem der philosophischen Letztbegründung im Lichte einer transzendentalen Sprachpragmatik“, in: ders. (1998), 33-79 (宗像恵／伊藤邦武・訳、「知識の根本的基礎づけ」、竹市明弘・編、『哲学の変貌』、岩波書店、2000年、所収、185-266頁。)
- (1979), „Warum transzendente Sprachpragmatik?“, in: ders. (1998), S.195-220 (北尾宏之／中岡成文・訳「なぜ超越論的言語遂行論なのか」、竹市明弘・編、『超越論哲学と分析哲学』、産業図書、1992年、所収、197-225頁。)
- (1998), *Auseinandersetzungen in Erprobung des transzendentalpragmatischen Ansatzes*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1998.
- Hedberg, Petra (2005), “What are performative self-contradictions?”, in: *Sats*, 6, 1, 2005, pp.66-91.
- 入江幸男 (2010a)、2010年度1学期講義「言語を理解するとはどういうことか?」講義ノート、第11回講義 (<http://www.let.osaka-u.ac.jp/~irie/kougi/tokusyuu/2010SS/2010SS11Collingwood%20Thesis.pdf> 2012年8月31日確認。)
- (2010b)、「道徳的問いとは何か? ——濃い倫理的概念と人間の尊厳——」、Internationale Tagung, Würde und Werte, am 14. Sep. 2010, Nanzan Universität, 発表草稿 (邦訳)。
- Kettner, Matthias (1993), „Ansatz zu einer Taxonomie performativer Selbstwidersprüche“, in: Dorschel/Kettner/Kuhlmann/Niquet (hrsg.), *Transzendentalpragmatik*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1993, S.187-211.
- Kuhlmann, Wolfgang (1985), *Reflexive Letztbegründung*, Karl Alber, Freiburg/München, 1985.
- Niquet, Marcel (1991), *Transzendente Argumente*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1991.
- Stern, Robert (2000), *Transcendental Arguments and Scepticism*, Clarendon Press, Oxford, 2000.
- Strawson, P. F. (1959), *Individuals*, Methuen & Co. Ltd., London, 1959 (中村秀吉・訳、『個体と主語』、みすず書房、1978年。)
- Stroud, Barry (1968), “Transcendental Arguments”, in: *Understanding Human Knowledge*, reprinted, Oxford University Press, New York, 2005, pp.9-25 (田山令史・訳「超越論的議論」、『現代思想』、22-04、1994年、所収、101-113頁。)

Transzendente Argumente, performative Widersprüche und intuitionistische Logik

Michihito YOSHIME

Die Transzendentalpragmatik soll eine »Letztbegründung« dadurch erreichen, dass sie die »performativen (Selbst-)Widersprüche« der philosophischen Skeptiker bzw. Fallibilisten über die Voraussetzungen von Kommunikation aufdeckt und damit zeigt, dass diese Voraussetzungen nicht bezweifelbar sind. Im vorliegenden Artikel möchte ich eine der neuesten von vielen Kritiken an der Letztbegründung untersuchen, wobei es sich um die Kritik aus der Perspektive der intuitionistischen Logik handelt.

Seit P. F. Strawsons *Individuals* war es eine elementare Strategie von transzendentalen Argumenten zur Widerlegung des Skeptizismus, zu beweisen, dass die skeptische Behauptung zu einem Selbstwiderspruch führen muss. Ein Argument, das der Reductio ad absurdum folgt, wäre jedoch ungültig aus der Perspektive der intuitionistischen Logik, weil es die Regel der Doppelten Negationsbeseitigung (also den Satz vom ausgeschlossenen Dritten) voraussetzt. Es ist demnach schwierig, die Gültigkeit bisheriger transzendentaler Argumente gegenüber logischen Intuitionisten zu zeigen.

Aber trifft diese Schwierigkeit auch auf die transzendentalpragmatische Letztbegründung zu? Ob die Letztbegründung für ein Argument gehalten werden kann, das die Reductio ad absurdum annimmt, ist davon abhängig, ob performative Widersprüche auf formallogische Widersprüche reduzierbar sind. Ein performativer Widerspruch ist nach Matthias Kettner eine Art Widerspruch, der seinen eigenen Stellenwert hat. Die Reduktion dieses Widerspruchs auf den logischen Widerspruch ist zudem unmöglich. Ich möchte in der vorliegenden Abhandlung die Transzendentalpragmatik gegenüber dem Intuitionismus verteidigen, indem ich Kettners Argument kurz rekonstruiere und dadurch zeige, dass die Letztbegründung auf einen formallogischen Deduktionsschluss nicht reduzierbar ist.

〔キーワード〕

超越論の論証、遂行の矛盾、直観主義論理、超越論の語用論